

## 令和2年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、料金受取人払の便箋兼封筒「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

### 1 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全員

### 2 実施時期

令和2年6月15日（月）から9月下旬にかけて全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布

### 3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会

### 4 対応する相談員 法務局職員及び人権擁護委員

### 5 想定される相談内容

- (例)・学校で「いじめ」を受けている。  
・学校で「体罰」を受けている。  
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。  
など。

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努めるとともに、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵犯事件として調査を開始する場合があります。（過去の救済事例は別添1のとおり）

### (参考)

- (1) 相談件数の推移・内訳（別添2のとおり）
- (2) 児童・生徒（その保護者）からのお礼の声（別添3のとおり）
- (3) 子どもの人権問題に関する「子どもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口

- 子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)  
0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおばん)
- 子どもの人権SOS-eメール(24時間受付)  
(パソコン, 携帯電話, スマートフォン共通)<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



## 「子どもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

### 1. 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

◆小学生から、同級生からいじめを受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

法務局の調査において、学校は加害児童の行為を把握し、担任が指導するなどの対応を行っていたが、それがいじめであるとの認識がないことが分かった。

そこで、法務局は、学校にいじめとして対応することを要請したところ、学校はこれを了承し、いじめとして加害児童を指導するとともに被害者に対する見守り体制の充実を図った。

その後、人権擁護委員が被害者に学校の状況を確認するミニレターを同封して送ったところ、クラスは楽しい旨のミニレターが返送され、被害者が安心して学校に通っていることが確認できた。(措置:「調整」)

### 2. 母親による子に対する虐待

◆小学生から、母親から食事を満足に与えられない、長時間ベランダに締め出されるなどの虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに小学校と児童相談所に連絡を取り、被害者の状況を聴取するとともに、情報提供を行い、必要な対応を要請した。その後、児童相談所は被害者を一時保護するに至った。

後日、一時保護された被害者の状況を児童相談所に確認したところ、健康状態は良好であり、法務局からの被害者に対するミニレターの返信について「励まされた気がする。」と述べている旨を確認することができた。(措置:「援助」)

### 3. 父親による子に対する性的虐待

◆中学生から、父親から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに中学校及び児童相談所に連絡し、その後の方針について協議するとともに、学校において、児童相談所担当者とともに被害者との面談を行うこととした。法務局がミニレターを受領した2日後、被害者は児童相談所に一時保護されるに至った。

その後、被害者の両親が離婚し、被害者は母親と共に転居して生活していることや、学校、犯罪被害者支援センターなどの関係機関から適切な支援を受ける体制が構築されていることが確認された。(措置:「援助」)

### 4. 中学校教諭による体罰

◆中学校教諭が体罰を行っている旨の「子どもの人権SOSミニレター」が複数の生徒から法務局に送付された事案である。

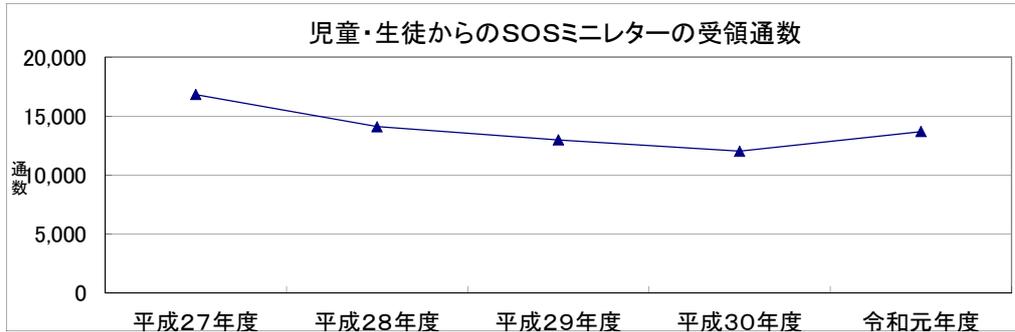
法務局が調査した結果、当該教諭が、複数回にわたり、忘れ物をするなどした生徒に対し、授業中に椅子の上で一定の時間、正座をさせた事実が認められた。

そこで、法務局は、教諭に対して、当該行為は教育上の指導の限度を超える体罰に該当するものであり、その不当性を認識し、今後、二度と体罰を行わないよう説示するとともに、校長に対して、職員に対する指導をより一層徹底するよう要請した。(措置:「説示」「要請」)

# 「子どもの人権SOSミニレター」統計資料(平成27年度～令和元年度)

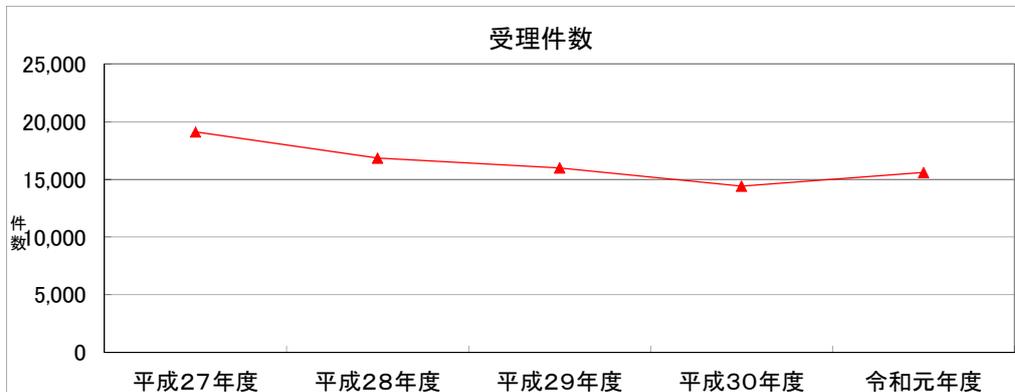
## 1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受領通数	16,823	14,092	12,975	12,016	13,685



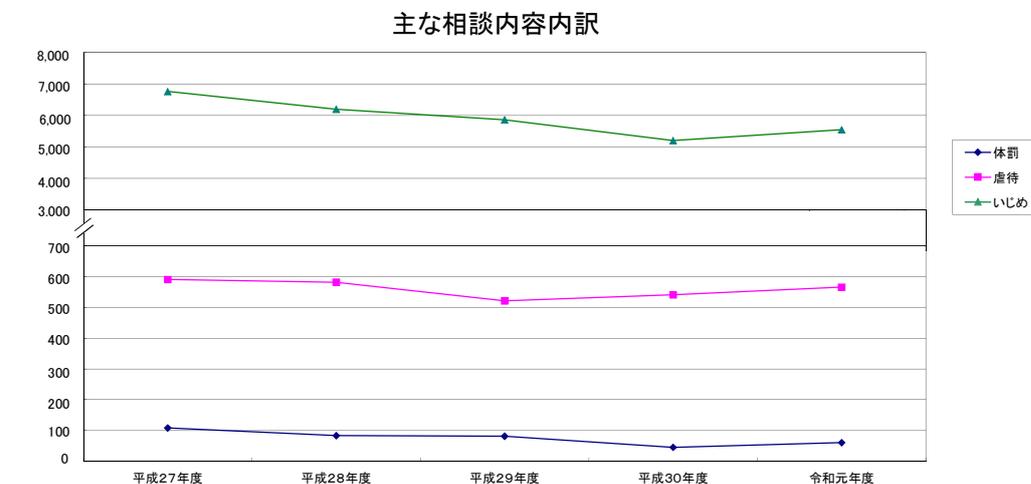
## 2. SOSミニレターを端緒とする人権相談の受理件数(単位:件) ※注

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受理件数	19,107	16,845	16,005	14,410	15,594



## 3. 相談内容内訳(単位:件) ※注

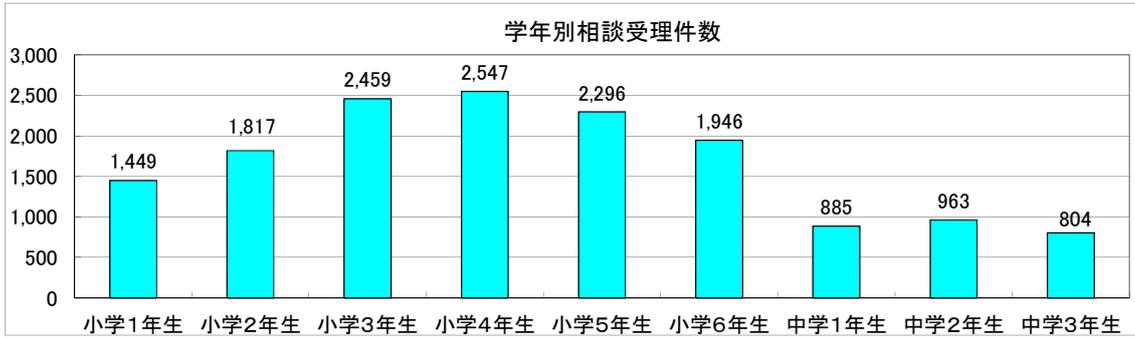
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
体罰	109	84	82	46	61
虐待	591	582	522	541	566
いじめ	6,762	6,200	5,859	5,204	5,546
その他	11,645	9,979	9,542	8,619	9,421



※注 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを人権相談として受理している。

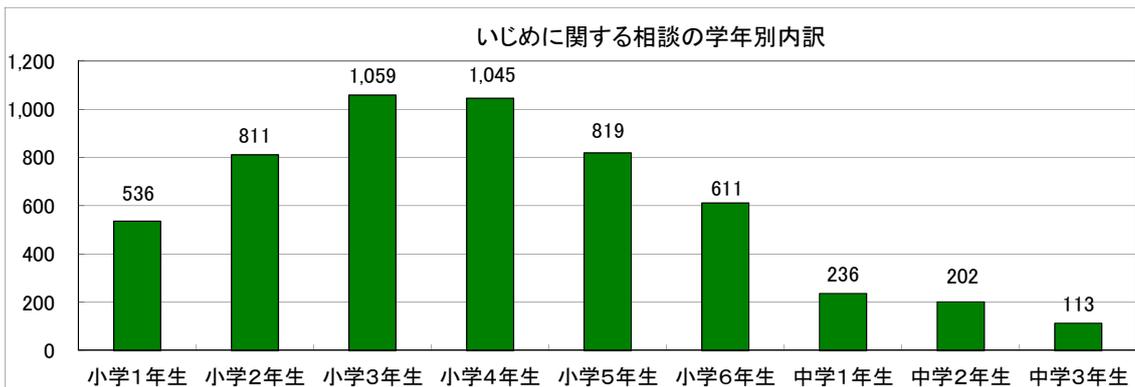
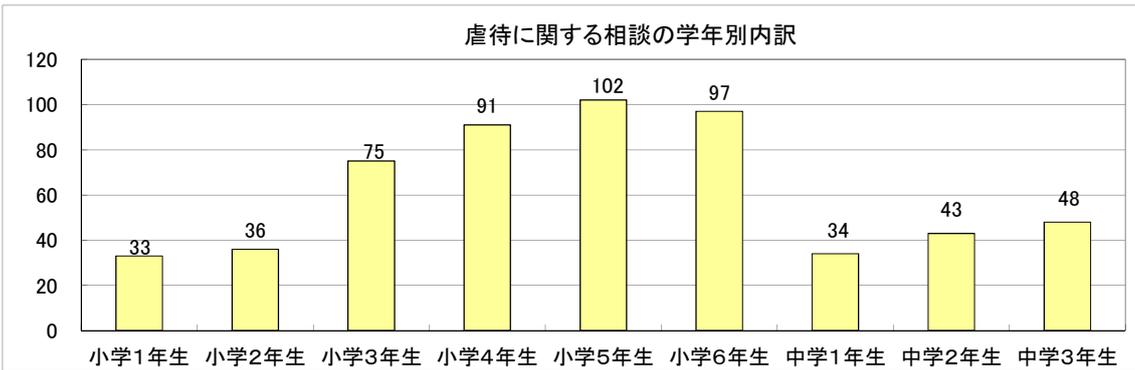
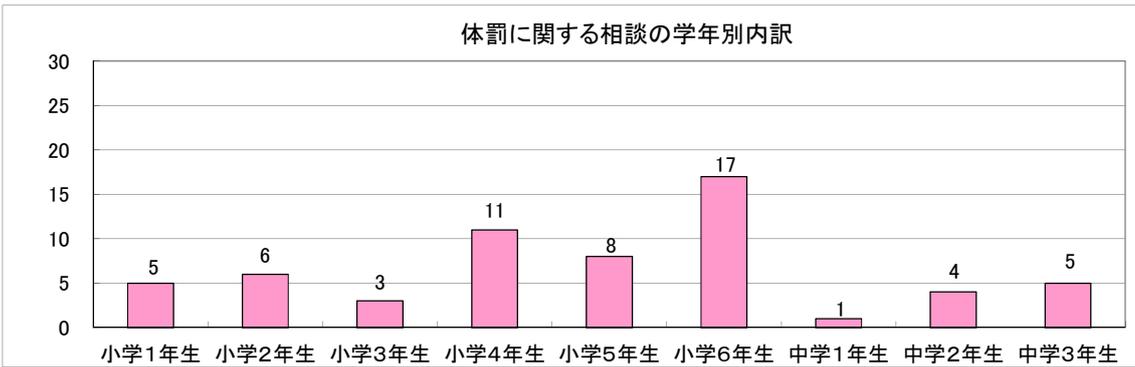
1. 学年別相談受理件数(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
件数	1,449	1,817	2,459	2,547	2,296	1,946	885	963	804	428	15,594



2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	5	6	3	11	8	17	1	4	5	1	61
虐待	33	36	75	91	102	97	34	43	48	7	566
いじめ	536	811	1,059	1,045	819	611	236	202	113	114	5,546
その他	875	964	1,322	1,400	1,367	1,221	614	714	638	306	9,421



## 児童・生徒からのお礼の声

送付されたミニレターに対しては、法務局職員や人権擁護委員が必ず返事をしています。ここでは、送付した返事や法務局の対応に対して相談者から寄せられたお礼の声を紹介します。

### ① いじめや母親との不和に悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、小学生の頃から続くいじめや、母親との不和などから、自分の居場所がないといった内容が書かれたミニレターが送付された事例

お手紙ありがとうございます。とても、うれしかったです。〇〇さんからの手紙、とてもうれしく思います。心強いです。元気が出ました。本当にありがとうございます。

### ② いじめで悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、学校で変なあだ名をつけられたり、陰口をたたかれたりして、学校に行きたくないといった内容のミニレターが送付された事例

今では、すっかり解決し楽しい学校生活を送ることができています。「SOSミニレター」で法務局の方に手紙を出したことは間違っていなかったと思います。私は、最初あのお手紙を読んだ時には、涙がにじんでくるほどとってもうれしかったです。本当にありがとうございました。

### ③ 同級生から意地悪をされていることに悩んでいた女子児童から

小学3年生(当時)の女子児童から、前の席の子から意地悪をされて嫌な思いをしている、どうしたらいいかとのミニレターによる相談が寄せられた事例

〇〇さんに報告です。アドバイスをいただいて、服を汚されていることを先生に話したら、かいぎになって、その子からあやまってくれました。こんな子どものいじめのことで、そうだんにのってくれてありがとうございました